

(別紙)

蘭越町で実施されているアオサギ駆除に関する弊研究会の意見を以下に記します。

1) はじめに

本題に入る前に貴町のアオサギコロニーについて、弊研究会でこれまでに把握していることを基本情報として簡単に提示しておきます。まず、このコロニーが最初に確認されたのは2011年頃で、当初の営巣数は数巣だったことが分かっています。その後、2015年4月下旬の現地調査で38巣を確認、また今年3月19日の調査で39巣を確認しています。今年の調査は営巣初期に行ったため、その後、営巣数に若干の増加が見られるかもしれませんが、アオサギの場合、非繁殖期間中に完全に落巣してしまう巣は僅かであることから、増加分を入れても多くて50巣程度ではないかと推測します。なお、全道にはこのようなアオサギコロニーが現在70から80ヶ所程度あることが知られており、コロニーによって単独営巣のものから500巣を超えるものまでその規模はさまざまです。その中では貴町のコロニーは営巣数としては小規模な部類に入ります。また、農耕地にある孤立したカラマツ林での営巣や、河川、水田が主な餌場であるといった特徴は道内のコロニーではごく標準的なものです。

2) コロニーで駆除を行うことに対する懸念

前述したとおり、当該コロニーに生息するアオサギは成鳥が100羽程度と推定されます。貴町では100羽のアオサギを駆除する計画であると伺っていますが、これはコロニーのアオサギを全て駆除、地域のアオサギを根絶すると宣言しているのと変わりません。これはとりもなおさず、鳥獣保護法第1条にある「生物の多様性の確保」の大原則に明確に反するものです。また、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」では、駆除数を「捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数」と定めていますが、貴町の計画した駆除数はこの必要数の規定を大幅に拡大解釈したものと言わざるを得ません。なお、実際は、駆除が継続されていく中で、当該コロニーが安全でないと判断したアオサギがコロニーを放棄するはずですから、同コロニーでの100羽の駆除が現実的でないのは承知しています。しかし、同所で100羽駆除するかどうかにかかわらず、駆除を続ければいずれコロニー全体が放棄されるのは間違いありません。

鳥獣保護法第9条には「捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき」は捕獲を許可しないとの規定があります。コロニーでの駆除は、駆除された個体はもとより、たとえ駆除を免れる個体がいたとしても、当該地域、当該年におけるアオサギ全個体の営巣機会を丸ごと奪うことになります。これはまた周辺コロニーとの連携で成り立っている地域個体群全体の安定性を著しく損なうことでもあります。このことが「鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある」という要件に該当するのは明らかです。このように、コロニーでの駆除はたとえ有害駆除であっても法に抵触する恐れが極めて高い行為とい

えます。

また、今回のケースは被害発生箇所がコロニーの外部（水田）であるにもかかわらずコロニーで駆除を行っています。これは単に駆除の効率化を優先したものとみなさざるを得ず、コロニーで駆除を行うことの正当性はまったく認められません。

なお、今回は被害内容として水田での農作物被害の他にコロニー周辺での生活環境被害があると伺っています。コロニーに隣接するキャンプ場の利用者からアオサギの鳴き声がうるさいとの苦情があったとのことですが、これはまったく苦情として取り上げる価値のないものと考えます。キャンプ場での宿泊はそもそも自然とふれ合うこと、自然環境のただ中に身を置くことが目的のはずです。その自然から発せられる音が気に入らないのなら、町で宿をとれば良いだけの話です。トラブルの原因は人にあるのであって自然のほうではありません。これを自然側が加害者であるとみなし、キャンプ場が本来提供すべきはずの自然環境を損なおうとする発想は本末転倒以外の何物でもないと考えます。

話を水田被害に戻します。一般に、アオサギは餌場にテリトリーをもつ習性はありませんが、気に入った餌場を見つけるとその餌場に執着する傾向があります。つまり、特定の水田の被害は特定のアオサギ個体によってもたらされている可能性が高いということです。コロニーでの駆除では被害をもたらしているアオサギを特定するのは不可能であり、被害をもたらしているアオサギ以外の個体を駆除したところで被害の軽減効果は期待できません。これを無視して不特定多数のアオサギを駆除するのは、前述の指針にある「捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数」という規定を逸脱することになります。

また、コロニーでの駆除は親鳥のみならず卵やヒナの命も奪うことになります。アオサギの場合、親鳥が交代で抱卵、育雛を行います。ヒナがあるていど成長するまでは必ずどちらか片方の親鳥が巣に残りヒナを保護します。つがいの片方がいなくなれば、残された親鳥は採餌のために巣を離れざるを得なくなり、結果として、巣に残された卵やヒナは捕食者に捕食されるか餌が不足し餓死するかのどちらかで生存できる可能性は皆無です。こうした状況にヒナを晒すことは、「捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法」ととるべきとする指針の規定に反することになります。

このような規定を持ち出すまでもなく、子育ての最盛期に敢えてコロニーで親子もろとも殺傷するような駆除は誰の目から見ても生き物の命を軽視した明らかな残虐行為です。動物倫理の言葉もなかったような20世紀半ばのことならいざ知らず、現代の社会でこのような非道が容認される余地はありません。

コロニーでの駆除は駆除後の問題も引き起こします。こうした駆除がコロニーの放棄につながる可能性が高いことはすでに述べましたが、周辺の餌場環境に変化がない限り、生き残ったアオサギが地域内に新たなコロニーをつくるのはほぼ確実です。一般に、このようにコロニーが移動するケースでは、新たなコロニーは人の生活圏により近い環境につくられる傾向があることが分かっています。今回のケースで考えると、移動先として蘭越市街や目名にあ

る孤立林が選ばれる公算が大きいと思われます。この場合、アオサギと人とのトラブルが起きる可能性は現在よりも高くなります。一方、日常行動圏が半径30キロにも及ぶアオサギですから、コロニーの場所が数キロていど移動したところで利用する餌場はほとんど変わりません。つまり、水田被害はそのままで町での人との軋轢が高まるだけという結果になりかねないということです。

また、コロニーが放棄されると、単にコロニーが移動するだけでなく複数の場所に新たなコロニーがつけられる場合が多いことが知られています。これは札幌市街をはじめ道内各地で一般に見られる現象です。こうした状況はカワウでもよく報告されており、カワウにおいては、コロニーの攪乱による移動分散を引き起こさないことが、被害地域の拡大を防止するために重要であるとの認識が確立されてきています。この考え方はカワウと生態上の共通点が多いアオサギに対しても同様に適用され得るものです。アオサギは管理の極めて難しい鳥です。安易な考えで駆除を行うと被害をさらに拡大拡散してしまうことになりかねません。この点を十分に考慮した慎重な対応が必要です。

3) 被害額の信憑性に関する懸念

先日のお電話で、アオサギによる水田での被害額は昨年度が30万、一昨年が300万であったと伺いました。これについては重大な懸念があります。まず、連続する2年で金額に10倍もの開きがあることが理解できません。アオサギの営巣数は年により多少の変動はありますが、当該コロニーのように成立から10年以上経ち個体数が比較的安定しているとみられるコロニーでは、変動があったとしてもせいぜい1、2割といったところですが、アオサギの営巣数の変動だけで被害金額の10倍もの落差を説明することは不可能です。アオサギの営巣数がほぼ一定である以上、餌場として利用する水田に大きな環境変化がない限り、被害金額が年によって大きく変わることはないはずですが、水田環境の変化については当方ではよく存じ上げませんが、もし大きく変わってないのであれば、これはむしろ被害金額の査定自体に問題があるとみるのが妥当ではないでしょうか。仮に昨年の被害額が妥当なものだとすると、一昨年との差額270万円分は申告してもしなくてもどちらでも良い程度の被害とみなされているとの解釈も成り立ちます。

さらに、被害金額の算出のされ方にも多大な疑念があります。具体的な算出法については伺っておりませんが、30万、300万円分の被害を水田面積で計算するとかなり非常識な数値が算出されます。たとえば、30万が売り上げ金ベースで算出されているものとし、大雑把に1反当たり10万円の売り上げとして計算すると、30万なら3反分になります。当該コロニーには約50つがいのアオサギ、合計約100羽が生息していると推定されますが、たとえその全てが尻別川、目名川など他の採餌環境を利用せず水田に集中して飛来したと仮定しても、そのていどのアオサギで3反分の面積を踏みつぶすのは全く不可能です。まして300万円分30反の被害面積などは嘘にしても度が過ぎています。もし被害金額が所得ベースで出されているのだとするとさらに何倍も被害面積が増えることになります。蘭越米の単価が他より多少高いであろうことを考慮しても、この計算に用いた数値から何倍も外れるようなことはないでしよ

う。このように、算定された被害額はまったく信用できないものと考えます。

アオサギが稲の苗を踏みつけることがあるのは十分に承知しています。畦から田へのアプローチがしやすい箇所などではその部分が局所的に踏みつぶされることもあります。たしかにそういった現場を見てしまうと、水田にいるアオサギはいちいち苗を踏みつぶして歩いているように思われるのかもしれませんが、しかし、餌を獲ることが目的のアオサギにとって稲の苗はむしろ障害物なので、稲を踏みつけるよりは避けるほうが歩きやすいのです。また、狙っている餌の種類にもよりますが、アオサギは被食者に気づかれないよう忍び足で近寄る方法をとるので、苗を踏みつけて水中を攪乱することは自らの採餌を不利にすることになります。もちろん、それでも不用意に苗が踏みつけられることはあります。しかし、その場合でも全ての苗がダメになるわけではなく、よほど泥の中にめり込むような踏まれ方をされない限り再び起き上がり生育に支障のないケースも少なくありません。さらに、こうした踏みつけ被害が発生するのは苗が踏みつけ可能な高さにある稚苗のときに限ります。苗があるていど生長すれば、アオサギはイネを掻き分けて進むような歩き方はしませんから、田にアオサギが入っていてもイネへの影響はありません。このように、アオサギによる被害はあるとしても一時的なもので、水田で常時見かけるからといって常に被害が発生しているとは考えるのは間違いです。また幼鳥が巣立てばそれだけ水田への飛来数は増えますが、その頃にはすでに稚苗ではないため被害が問題になることはありません。

以上の説明を考慮していただければ、生息数が全体で100羽ていどにしかならないアオサギが、限定された期間の中で3反分の苗を再起不能なまでに踏みつけるという想定がいかにも非常識なものであるか、また、結果として算出された被害金額がいかにも法外に過大評価されているかがご理解いただけるかと思えます。いずれにしても、今回提示された被害金額については信頼性あまりにも欠けているため、これを根拠として駆除を実施することには強く反対します。

水田での被害は実際にあるとしても、まともな被害査定をすれば、現在申告されている額より大幅に少なくなることは間違いないと考えます。今回の駆除は、週1回の頻度で10人のハンターが10羽ずつ合計100羽を駆除する計画であると伺っております。毎回常に10人が出動するわけではないと思いますが、これだけの作業量をこなそうとすれば、猟友会の方々に支払う日当もかなりな額になるものと想像されます。農家の経済的被害が問題であるなら、猟友会に支払う金額を農家への補償金に充てるほうがよほど合理的な判断ではないでしょうか。

4) 最後に

アオサギの生息するところはどこでも大なり小なり人とのトラブルを抱えています。水田での苗の踏みつけ被害も道東を除いてほぼすべての場所で発生しています。しかし、ほとんどのところは被害があっても何とか折り合いをつけてやっているのが実情です。貴町のように被害があるからといっていちいち駆除していたのでは道内にアオサギの生息できる場はなくなってしまう。

現在、我々の暮らす社会は野生動物との共存を意識せずには成り立たなくなっており、地域の苦情があれば問答無用で駆除が行えるような以前のやり方はもはや通用しません。もちろん、地域によっては被害が許容できない場合があることは承知していますが、そのような場合でも安易な考えで野生鳥獣の命を奪うことがあってはなりませんし、できる限り殺傷を伴う駆除をしなくても済むよう智恵を絞るのが望ましい野生生物管理のあり方であると思います。そして、地域住民、行政双方にそのような工夫、努力の積み重ねがあったからこそ、今日の科学的、合理的な野生生物保護管理が形づくられてきたものと認識しています。そうした中であって、貴町で行われているアオサギの駆除はあまりにも安易な判断であり、到底、今日の社会の同意を得られるものではないと考えます。

なお、今回の要望については、鳥類保護や自然保護関係など複数の団体および個人から熱心な賛同を得ています。今回は週一で駆除が実施されている最中のことで早急な対応が必要なことから弊研究会単独での要望書提出となりましたが、要望書の意見は単に弊研究会のみならず広く共有されるものであることをお含みおきください。

以上